

安来市地方独立行政法人安来市立病院評価委員会傍聴要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、安来市地方独立行政法人安来市立病院評価委員会条例（令和8年安来市条例第18号）第9条に基づき、地方独立行政法人安来市立病院評価委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴者の定員）

第2条 傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の定員は、会場の規模に応じて、委員長が定めるものとする。

（傍聴の受付）

第3条 傍聴者は、会議当日に所定の場所において、会議の開始前に傍聴希望者受付簿（別記様式）に自己の氏名及び住所を記載しなければならない。

2 前項の受付は、先着順にて決定し、傍聴者の人数が定員になり次第締め切るものとする。

（係員の指示）

第4条 傍聴者は、係員の指示を受けて指定の場所に入場しなければならない。

（入場することができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- （1）酒気を帯びている者
- （2）凶器その他危険のおそれのある物を携帯している者
- （3）係員の指示に従わない者
- （4）前3号のほか、委員長において入場を不適當と認める者

（傍聴者の遵守事項）

第6条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- （1）傍聴席以外において傍聴しないこと。
- （2）みだりに席を離れないこと。
- （3）飲食又は喫煙をしないこと。
- （4）言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- （5）携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- （6）静かに傍聴し、私語、談笑その他会議の妨害になるような行為をしないこと。

2 前項に規定するもののほか、傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

3 前2項のほか、傍聴者は、委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、委員会が非公開と決定した議題に関する審議を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

(報道機関の特例)

第8条 委員長は、報道機関から取材等の申入れがあるときは、会議の進行に支障がない限り、会場内の写真撮影、録画及び録音を許可することができる。

(違反に対する措置)

第9条 委員長は、傍聴者がこの告示に違反したと認められるときは、注意を促し、なお改めないときは、退場を命ずることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

地方独立行政法人安来市立病院評価委員会（ 年 月 日）

傍聴希望者受付簿

[illegible]